

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月7日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	リンナイ株式会社
【英訳名】	RINNAI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 弘康
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区福住町2番26号
【電話番号】	(052)361-8211番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 小杉 將夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中川区福住町2番26号
【電話番号】	(052)361-8211番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 小杉 將夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期 連結累計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第64期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	57,880	65,212	286,981
経常利益 (百万円)	5,224	7,321	36,910
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,218	4,539	23,254
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,073	5,926	31,921
純資産額 (百万円)	199,273	234,710	232,635
総資産額 (百万円)	279,960	325,907	334,382
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	65.40	87.29	454.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.0	68.2	66.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州や米国では、緩やかな景気回復が進んでいる一方で、中国を中心としたアジア諸国では、一般的に成長鈍化の傾向にあり、先行きが見えない状況が続きました。また国内経済は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、弱い動きとなりました。

国内の住宅設備業界は、環境・省エネを意識したリフォームなどの買替需要が一定の増加を続けておりますが、新設住宅着工戸数は消費増税の影響により、減少傾向が続きました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「ジャンプUP 2014」の最終年度に入り、総合熱エネルギー機器メーカーとして商品ラインアップを拡充し、人々の暮らしと地球環境に貢献すべく、グローバルな事業活動を進めてまいりました。販売面につきましては、国内は厨房機器を中心に消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動で低調となりましたが、海外は中国やアメリカにおける給湯器販売が好調であること、およびリンナイインドネシアが連結対象となるなど、全体の売上高は増加しました。損益面につきましては、国内における高付加価値商品の販売増加による利益率の向上に加え、海外での増収効果によって増益となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高652億12百万円（前年同期比12.7%増）、営業利益67億1百万円（前年同期比50.4%増）、経常利益73億21百万円（前年同期比40.1%増）、四半期純利益45億39百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

日本

給湯機器では、環境・省エネ性に優れたハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE（エコワン）」や温水を多目的に利用する給湯暖房機といった高付加価値商品の販売が好調を続けておりますが、厨房機器では、テーブルコンロが量販店ルートを中心に消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動によって低調に推移し、日本の売上高は381億9百万円（前年同期比1.4%減）となりました。一方、商品の高付加価値化や輸出における増収効果などにより、営業利益は45億46百万円（前年同期比14.2%増）となりました。

韓国

給湯機器では、前期低調であったボイラーの販売が好調であることに加え、厨房機器では、安全性向上を目的とした過熱防止装置の取り付け義務化によってコンロの販売単価が上昇し、韓国の売上高は75億95百万円（前年同期比18.3%増）、営業利益は4億42百万円（前年同期は営業損失2億58百万円）となりました。

アメリカ

現地の緩やかな景気回復によって住宅設備関連は順調に推移しており、利便性や経済性の面において魅力のあるタンクレス給湯器の販売が好調で、アメリカの売上高は39億65百万円（前年同期比17.9%増）となりました。また、販売促進費の増加はあったものの、為替の好影響などによって、営業利益は1億44百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

オーストラリア

現地経済は依然として低調であり、主力のタンクレス給湯器販売は減少しているものの、事業内容の拡大によって他の商品の売上が伸びており、オーストラリアの売上高は28億39百万円（前年同期比1.1%増）となりました。一方、事業多角化や体制強化に向けた費用増などにより、営業利益は1億78百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

中国

上海地区での不動産市況低迷などにより都市部では成長が鈍化しておりますが、上海地区以外では、生活レベルの向上とガスインフラの拡大が順調に進み、給湯器を中心に着実に売上を伸ばしております。中国の売上高は60億19百万円（前年同期比79.3%増）、営業利益は5億98百万円（前年同期比313.1%増）となりました。

インドネシア

前期末においてリンナイインドネシアを連結子会社化したことにより、当期から報告セグメントとして新たに追加しております。

国策であるLPガスの普及促進によって、ガス機器利用の拡大が進み、テーブルコンロの販売が好調に推移しております。インドネシアの売上高は28億55百万円、営業利益は3億11百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である当社の株券等は原則として市場において自由に売買されるべきものであると考えており、当社株券等の大量の買付行為を行う者による当社株券等の大量の買付け要請に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、大量の買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資する提案であれば、一概にこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社取締役会との事前の十分な交渉や取締役会の同意を経ることなく当社株券等の大量の買付行為が一方的に行われ、その目的や買収後の方針等の十分な情報開示がなされない場合、当社の株券等を保有する株主の皆様がその保有する株券等の買付けの要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間および情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付けを行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないものと考えており、これらの者による大量の買付行為に対しては必要かつ適切な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、安定した収益基盤をベースとし、中長期的視野に立った競争力強化とあらゆるステークホルダーの満足度を向上させることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果として、基本方針の実現に資するものと考え、次のような取り組みを実施しております。

当社は、大正9年の創業以来94年にわたり、熱を通じて快適な暮らしを社会に提供することを使命とし、「和・氣・眞」や「品質こそ我が命」といった当社独自の精神を礎とし、高度な熱利用技術とモノづくりへのこだわりを持ち、給湯分野、厨房分野、空調分野を通して生活文化の向上に寄与すべく事業を展開してまいりました。国内外すべてのグループ各社が、リンナイブランドのもと、豊かで快適な住生活の創造に向け、質の高い商品とサービスの安定的供給に取り組み、これまでの発展を支えてきております。特に、海外での事業活動においては、40余年にわたる実績を積み上げてまいりました。結果、現在では16カ国に生産・販売拠点を有し、海外売上比率が3割を超えており、当社の特性の一つとなっております。

当社は、持続的な企業価値向上のためには、長年にわたって取り組んできた安全・安心、環境、省エネ、健康・高齢化を念頭に、「品質第一の顧客志向」の継続実施や「地球環境に配慮した商品提供」を行うとともに、「技術革新による競争優位の強化」によって高水準な収益基盤と中長期的視点に基づいた成長戦略の実現が必要不可欠であると考えております。

このような当社事業の歴史的背景と今後の方向性を踏まえ、当社では、平成24年度に平成26年度を最終年度とする中期経営計画「ジャンプUP 2014」を策定し、企業の体質強化を図るとともに長期成長路線を築き、総合熱エネルギー機器メーカーとして企業価値の向上と社会貢献を推進しております。また、グループ全体の連携を図り本業の収益性と資本効率を高めることを目指し、連結営業利益率10%および連結ROE10%を超える水準の維持を目標として取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題と位置づけており、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度ごとの経営責任の一層の明確化と、株主の皆様の信任を問う機会の増加のために、取締役の任期を1年としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株券等の大量の買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社の特性を踏まえた上で、当該買付行為に応じるか否かを判断するために十分な情報と時間を確保すること、また、大量の買付行為を行う者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を確保することにとって不可欠であり、当社株券等の大量の買付行為を行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで当社は、平成20年5月13日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の内容を決定し、同年6月27日開催の当社第58回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経てこれを導入後、平成23年5月11日開催の当社取締役会及び同年6月29日開催の第61回定時株主総会におけるご承認に基づきこれを一部変更の上更新し（以下、「旧プラン」といいます。）、継続してまいりました。

なお、旧プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催の第64回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとなっていましたので、当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、旧プランを一部修正した上（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、3年間更新する旨を決議し、本定時株主総会において承認を得ました。

本プランにおいては、当社株券等の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に対する情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めております。

前記取り組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

a. 「基本方針の実現に資する特別な取り組み」

上記取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取り組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、係る取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」

ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた三原則を完全に充足しております。

イ 株主の皆様様の意思の重視と情報開示

本プランの効力発生には、平成26年6月27日開催の当社第64回定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの導入には株主の皆様様の意思が反映されたものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても株主の皆様様の意思に基づく形となっております。

さらに、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報、その他の大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適時適切に開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

() 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には当社取締役会の諮問に応じる形で、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

() 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されております。

() デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の任期について、期差任期制を採用しておりませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、21億28百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,216,463	52,216,463	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	52,216,463	52,216,463	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	52,216,463	-	6,459	-	8,719

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 210,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,936,400	519,364	-
単元未満株式	普通株式 69,163	-	-
発行済株式総数	52,216,463	-	-
総株主の議決権	-	519,364	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
リンナイ株式会社	名古屋市中川区 福住町2番26号	210,900	-	210,900	0.40
計	-	210,900	-	210,900	0.40

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、211,066株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,540	52,257
受取手形及び売掛金	68,102	57,232
有価証券	53,491	45,869
商品及び製品	17,397	22,180
原材料及び貯蔵品	11,696	12,074
その他	6,016	6,461
貸倒引当金	725	649
流動資産合計	213,520	195,427
固定資産		
有形固定資産	51,186	52,788
無形固定資産	4,312	4,255
投資その他の資産		
投資有価証券	44,554	54,844
その他	21,424	19,187
貸倒引当金	616	595
投資その他の資産合計	65,362	73,436
固定資産合計	120,861	130,479
資産合計	334,382	325,907

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	52,142	47,400
短期借入金	5,950	5,837
未払法人税等	7,701	2,394
賞与引当金	3,127	1,298
その他の引当金	2,831	2,680
その他	16,742	18,271
流動負債合計	88,495	77,882
固定負債		
引当金	41	42
退職給付に係る負債	5,067	5,488
その他	8,142	7,783
固定負債合計	13,251	13,314
負債合計	101,747	91,197
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,459	6,459
資本剰余金	8,719	8,719
利益剰余金	194,036	194,733
自己株式	965	967
株主資本合計	208,249	208,945
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,048	3,965
為替換算調整勘定	5,561	5,641
退職給付に係る調整累計額	3,929	3,798
その他の包括利益累計額合計	12,538	13,405
少数株主持分	11,846	12,359
純資産合計	232,635	234,710
負債純資産合計	334,382	325,907

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)
売上高	57,880	65,212
売上原価	40,443	44,526
売上総利益	17,437	20,686
販売費及び一般管理費	12,981	13,985
営業利益	4,455	6,701
営業外収益		
受取利息	216	285
受取配当金	159	176
持分法による投資利益	111	-
為替差益	236	-
その他	126	264
営業外収益合計	850	726
営業外費用		
支払利息	49	41
為替差損	-	33
固定資産除却損	20	17
その他	12	14
営業外費用合計	81	106
経常利益	5,224	7,321
税金等調整前四半期純利益	5,224	7,321
法人税、住民税及び事業税	2,174	2,380
法人税等調整額	312	144
法人税等合計	1,861	2,235
少数株主損益調整前四半期純利益	3,362	5,085
少数株主利益	144	546
四半期純利益	3,218	4,539

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,362	5,085
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	184	917
為替換算調整勘定	3,200	52
退職給付に係る調整額	-	129
持分法適用会社に対する持分相当額	326	-
その他の包括利益合計	3,710	840
四半期包括利益	7,073	5,926
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,473	5,405
少数株主に係る四半期包括利益	600	520

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が704百万円増加及び退職給付に係る資産が2,341百万円減少し、利益剰余金が1,969百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	1,738百万円	1,884百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,471	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年6月5日開催の取締役会決議に基づき、公募による自己株式の処分を行い、平成25年6月24日を払込期日として普通株式2,600,000株を処分しました。この結果、当第1四半期連結累計期間において、資本剰余金が3,712百万円増加、自己株式が11,834百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金は12,432百万円、自己株式は11,648百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,872	36	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	日本	韓国	アメリカ	オーストラリア	中国	インドネシア	計			
売上高										
外部顧客への売上高	38,661	6,418	3,361	2,808	3,357	-	54,607	3,273	-	57,880
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,107	102	-	0	346	-	5,558	740	6,299	-
計	43,769	6,520	3,361	2,808	3,704	-	60,165	4,014	6,299	57,880
セグメント利益又は 損失()	3,982	258	133	191	144	-	4,193	381	120	4,455

(注) 1.その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2.セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3.セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	日本	韓国	アメリカ	オーストラリア	中国	インドネシア	計			
売上高										
外部顧客への売上高	38,109	7,595	3,965	2,839	6,019	2,855	61,383	3,828	-	65,212
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,098	123	-	4	455	113	6,794	766	7,561	-
計	44,207	7,719	3,965	2,843	6,474	2,968	68,178	4,595	7,561	65,212
セグメント利益	4,546	442	144	178	598	311	6,222	580	102	6,701

(注) 1.その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2.セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度末においてリンナイインドネシア(株)の株式を追加取得し、連結の範囲に含めたことに伴い、当第1四半期連結会計期間から「インドネシア」を報告セグメントとして新たに追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	65円40銭	87円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	3,218	4,539
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,218	4,539
普通株式の期中平均株式数 (千株)	49,209	52,005

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 5 日

リンナイ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリンナイ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。